

豊明市吹付けアスベスト対策分析調査費補助金交付要綱

平成26年3月6日

決裁

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの分析調査を行う者に対し、予算の範囲内において豊明市吹付けアスベスト対策分析調査費補助金を交付することにより、アスベスト飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、国、地方公共団体その他財団法人、独立行政法人等公の機関及びそれに相当する機関が所有又は管理するものは除く。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 対象建築物 吹付けアスベストが施工されているおそれのある建築物をいう。
- (3) 分析調査 対象建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を、日本工業規格の建材製品中のアスベスト含有率測定方法（JISA1481：2008）により示された方法で分析調査することをいう。
- (4) 施行者 所有者（区分所有された共同住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人（以下「管理組合」という。））その他市長が同等と認める者

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 分析調査を実施する対象建築物の施行者であること。
- (2) 市税の滞納をしていない施行者であること。（管理組合にあっては、その代表者に市税の滞納がないこと。）

- (3) 豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有している者若しくは団体でないこと。

（補助対象建築物）

第4条 補助の対象となる建築物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 豊明市内に存在する建築物であること。
- (2) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成27年4月9日国官会第99号）附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-②の4第2項ロ及びハに適合していること。
- (3) 区分所有された共同住宅については、管理組合で合意形成が得られていること。
- (4) 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意が得られていること。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象建築物の分析調査に要する経費で、分析による調査を実施する機関に対して支払う費用の全額とし、1棟につき250,000円を限度とする。ただし、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、分析調査を実施する前に、豊明市吹付けアスベスト対策分析調査費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して12月20日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、配置図及び平面図
- (2) 申請に係る対象建築物の登記事項証明書その他当該対象物の所有者がわかる書類
- (3) 対象経費の見積書（調査業者の記名及び押印のあるもの）
- (4) 委任状（申請者本人が申請する場合を除く。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ適否を決定し、豊明市吹付けアスベスト対策分析調査費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知するときにおいて、必要に応じて当該補助金の交付について条件を付することができる。

(地位の承継)

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が死亡した

場合又は破産等やむを得ない事情により、その地位を承継する場合において、補助事業者の承継人となる第三者が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、分析調査の内容を変更しようとするときは、豊明市吹付けアスベスト対策分析調査費補助金変更承認申請書（様式第3号）に変更内容の判別できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ適否を決定し、豊明市吹付けアスベスト対策分析調査費補助金変更通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業者は、分析調査を中止しようとするときは、豊明市吹付けアスベスト対策分析調査費補助事業中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(遂行命令等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業の遂行に関して必要な指導、助言及び指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 市長は、補助事業者が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助

事業を遂行していないと認めた場合は、決定内容に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

- 3 市長は、補助事業者が前項の規定による命令に従わない場合は、補助事業者に対して補助事業の全部又は一部の停止を命じることができる。

(完了実績報告)

第12条 補助事業者は、分析調査が完了したときは、分析調査の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに豊明市吹付けアスベスト対策分析調査費補助事業完了実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 分析調査の結果報告書

(2) 吹付けアスベストの採取状況が確認できる写真(建物外観、採取位置等が確認できるもの)

(3) 分析調査に要した経費の領収書の写し(調査業者の発行したもの)

(4) その他市長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを検査し、必要に応じて現場に立ち入ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による検査により不備が判明した場合は、検査結果不備事項通知書(様式第7号)により通知するものとする。

- 3 市長は、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めた場合は、これらを適合させるための措置を取るよう補助事業者に命じることができる。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、実績報告書を受領し、報告内容を審査のうえ適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊明市吹付けアスベスト対策分析調査費補助金確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条に規

定する通知を受けた日から起算して10日以内に豊明市吹付けアスベスト対策分析調査費補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(4) 第12条に定める期日までに実績報告書が提出されなかったとき。

(5) 第13条に規定する措置を行わないとき。

(6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間これを保管しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付その他については、豊明市補助金等交付規則(昭和48年豊明市規則第34号)によるものとする。

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。